

平成 2 2 年 2 月 2 6 日 裁 決

主 文

社会保険庁総務部経理課長が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対してした後記第 2 の 2 記載の原処分は、これを取り消す。

理 由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、〇〇社会保険事務所を訪れ、国民年金の保険料（以下、単に「保険料」という。）として〇〇万〇〇〇〇円を現金で納付したところ、同事務所の国民年金特別会計分任収入官吏・A（以下「A」という。）は、同日付で、平成〇年〇月及び同〇年〇月の〇月の期間の保険料〇万〇〇〇〇円及び平成〇年〇月から同〇年〇月までの〇〇月の期間の保険料〇〇万〇〇〇〇円、合計〇〇万〇〇〇〇円の保険料を領収したとして、請求人に対し、国民年金保険料現金領収証書（以下「本件領収証書」という。）を発行した。
- 2 請求人に係る平成〇年〇月分及び〇月分の保険料（以下「本件過誤納保険料」という。）が既に口座振替により同年〇月〇日に納付されていたことが同年〇月〇日に判明したので、歳入徴収官である社会保険庁総務部経理課長（以下「経理課長」という。）は、本件過誤納保険料を平成〇年〇月分及び〇月分の保険料未納期間に充当したとして、同〇年〇月〇

日付で請求人に通知した（この充当処分を、以下「原処分」という。）。

- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由は、「略」

第3 問題点

本件の問題点は、後記第5の1の認定事実に照らし、原処分が適法・妥当であったかどうかということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
 - 1 本件の場合、本件過誤納保険料の発生の原因が請求人とAのいずれにあるかについては、前記1の(1)及び(2)からは必ずしも明らかでない点があるものの、A自身が十分に注意して収納手続きをしなかったことを認め、また〇〇社会保険事務局もそれを認めていることからすると、その原因が主に保険者側にあったとみて差し支えない。そうすると、本件の場合、保険者が正しい事務処理をすれば、平成〇年〇月及び〇月分の保険料も収納され、そもそもその期間が未納とされ保険者が本件過誤納保険料を一方的に当該未納期間の保険料に充当するという処分がなされることもなかったはずである。これに対して、保険者が主張しているのは、保険料充当取消しを行うと、保険料が還付となり、未納となった期間について改めて保険料を徴収することが困難である（注：国民年金法第102条第4項の規定により、保険料を徴収する権利が2年を経過したときは、時効によって消滅することをその理由としているものと解される。）、あるいは保険料充当取消通知がシ

システム上発行できないという2点である。

2 前記保険者の主張については、以下のように考えるべきである。

最初の時効の問題であるが、請求人が現時点で還付された本件過誤納保険料で再納付をする意思があるのであれば、国民年金法上及び会計法上問題が生じることは事実である。しかし、本件の場合、Aが事務処理の誤りを認めた平成〇年〇月〇日時点で充當の取消しと還付がなされれば、請求人は、それから〇年弱の間、平成〇年〇月分及び〇月分の保険料の納付をすることができたにもかかわらず、問題の解決を5年以上放置して今日に至ったのであるから、請求人に現時点でも再納付の意思がある場合、保険者が会計法第31条の規定により保険料徴収債権が絶対的消滅をしたと主張することは、著しく妥当性を欠くと言わざるを得ない。

次に、第2の保険料充當取消通知がシステム上発行できないという点について検討する。請求人の前記第2の3の①の申立てについては、領収証書の訂正・再発行を容易に許さないことが公金収納事務の管理適正化の観点から理解できない訳でもないが、それをさらに押し広げて充當取消通知を発行しないとすれば、単に、保険者が誤りを犯すはずがないという、時代錯誤的な設計思想の問題に帰着するにすぎないと言わざるを得なくなる。

- (3) 以上のことからすると、本件はそもそも充當処分が行われるべき場合ではなく、また、それを取り消すのに何の法的障害もないのであるから、原処分は著しく妥当性を欠くものとして、取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。